

# 暴力団に困っていませんか？

## 暴力団対策の講習会があります。

あなたの事業所では  
**不当要求防止責任者**

の選任はお済みですか？



「暴力団対策法」では、公安委員会が事業者の方に対して、暴力団からの不当要求行為による被害を防止するために、

**責任者講習** **無料**

**資料の提供**

**助言**

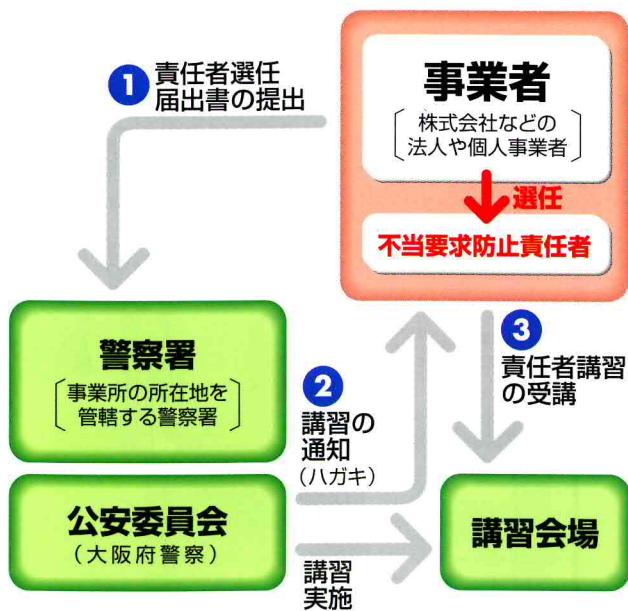
などの援助を行うことを定めています。

### 不当要求防止責任者ってなに？

暴力団からの不当要求による被害を防止するために、事業所ごとに責任者を選任していただき、事業所において不当要求への対応方法の指導教養などを行っていただくものです。

### 責任者講習ってなに？

不当要求防止責任者を選任したことを警察署へ届け出ていただきますと、責任者の方々を対象に公安委員会が、暴力団からの不当要求への対応要領等についての講習を行います。



このステッカーは講習時にお渡しします。  
(15cm×15cm)

不当要求防止責任者を選任して警察署へ届出を  
しましょう。暴力団対策法は、あなたの味方です。

### お問い合わせ

事業所の所在地を管轄する警察署の刑事課  
または

大阪府警察本部 捜査第四課 暴力団対策室  
☎ 06-6943-1234 (内線) 44241

